

# 犯罪被害者等施策の推進状況等について

内閣府 犯罪被害者等施策推進室



## 犯罪被害者等施策とは

### <内閣府犯罪被害者等施策推進室の業務>

- 犯罪被害者等施策の総合調整
- 犯罪被害者等基本計画の推進

(具体例)

- ・犯罪被害者等施策推進会議等の会議の庶務
  - ・犯罪被害者白書(犯罪被害者等施策の推進状況の報告書)の作成
  - ・調査研究の実施
  - ・犯罪被害者週間(11月25日～12月1日)の実施
- 等



犯罪被害者週間「国民のつどい」中央大会

### <定 義>(犯罪被害者等基本法第2条)

- 「犯罪等」……犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為
- 「犯罪被害者等」……犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族
- 「犯罪被害者等のための施策」……犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援し、及び犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするための施策

#### <参考>

- ・平成21年中の刑法犯(交通業過を除く)による死者1,054人 負傷者3万2,022人
- ・平成21年中の交通事故による死者4,914人 負傷者91万115人
- ・平成21年中の強姦認知件数1,402件 強制わいせつ認知件数6,688件

※警察庁統計による。

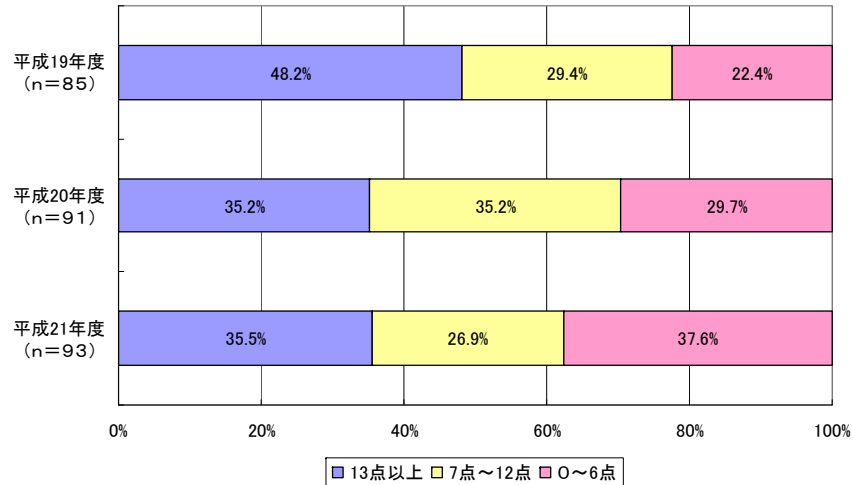
# 犯罪被害者等の置かれている状況

平成21年度犯罪被害類型別継続調査の結果から

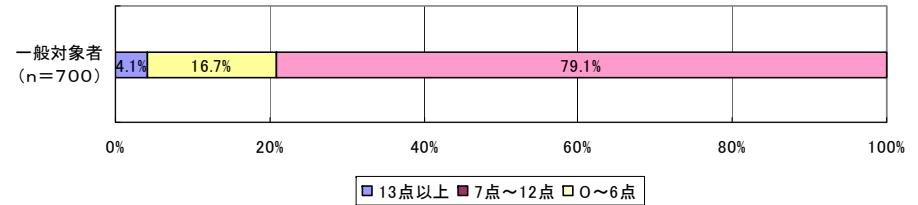
## ○ 心身の不調

・犯罪被害者等の精神健康状態は、時間の経過とともに少しずつ回復傾向が見られるものの、一般対象者に比べて相当深刻である。

過去30日間の精神健康状態【K6※得点】の経年推移



過去30日間の精神状態【K6得点】(平成21年度一般対象者)

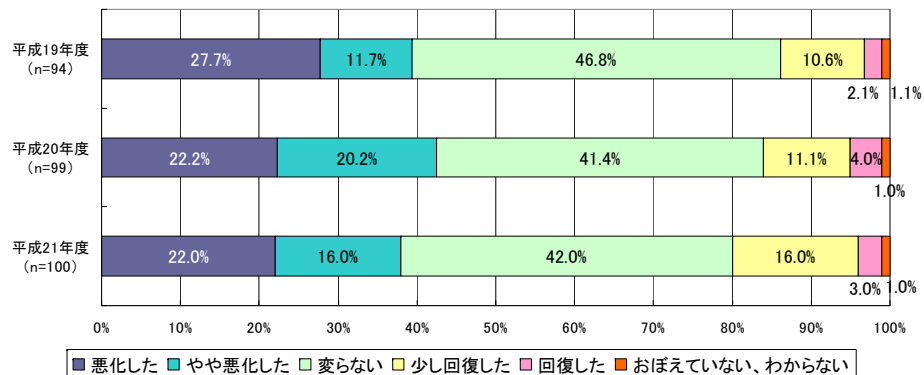


※ 本調査では、「K6」と呼ばれるうつ病、不安障害に対するスクリーニング項目を用いている。「神経過敏に感じた」など6つの設問に対し、「いつも」=4点などスコア化し、合算して算出した合計値(最大24点)が高いほど精神健康の問題があるという意味となり、合計値13点以上が重症精神障害の診断に該当する可能性が高いとされている。

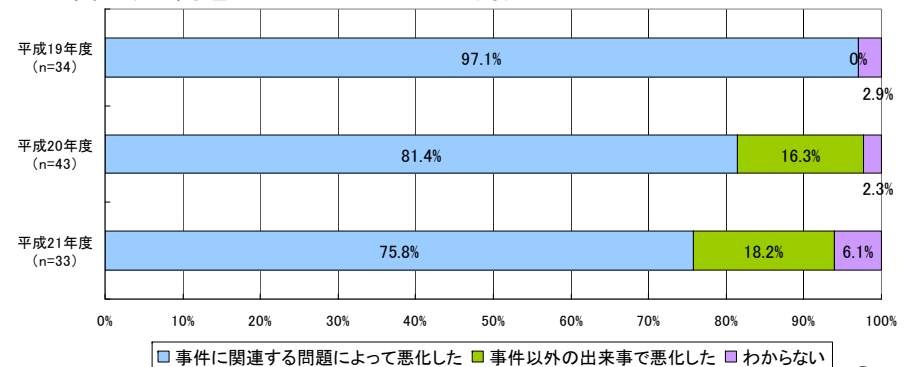
## ○ 生活上の問題

・事件による経済的打撃は、被害直後だけではない。

被害直後から調査時点までの経済的状況の変化



左のグラフの経済的状況が「悪化した」「やや悪化した」人のうち、事件に関連する問題によって悪化した人の割合



## 犯罪被害者等基本法制定までの経緯①

### 基本法までの施策の展開

昭和30年代	自動車損害賠償保障法の制定、 刑法等での証人保護のための規定の新設	
昭和55年	犯罪被害者等給付金支給法の制定	
平成8年以降	警察庁「犯罪被害者対策要綱」策定、 検察庁「被害者通知制度」導入 など、各省庁単位で取組	
平成12年	犯罪被害者等保護二法の制定	等



- 上記施策の展開に一定の評価あり
- しかし、
- 犯罪被害者等からは、依然として不満あり



平成16年12月 犯罪被害者等基本法の成立

## 犯罪被害者等基本法制定までの経緯②

### 基本法までの犯罪被害者等当事者、民間被害者団体及び 民間被害者支援団体の主な活動

- 昭和42年 「殺人犯罪撲滅推進遺族会」結成
- 平成3年 「犯罪被害給付制度発足10周年記念シンポジウム」  
(警察庁主催)において犯罪被害者遺族が支援を求めて  
発言
- 平成4年 「犯罪被害者相談室」設立
- 平成10年 「全国被害者支援ネットワーク」設立
- 平成11年 全国被害者支援ネットワーク「犯罪被害者の権利宣言」発表
- 平成15～16年 「全国犯罪被害者の会～あすの会～」が、犯罪被害者等  
のための刑事司法、訴訟参加、附帯私訴の実現をめざし  
て街頭署名活動(計557,215名)
- 平成16年 犯罪被害者等基本法成立

## 政府における犯罪被害者等施策の推進

平成16年12月 **犯罪被害者等基本法**成立(議員立法)

平成17年12月 **犯罪被害者等基本計画**閣議決定

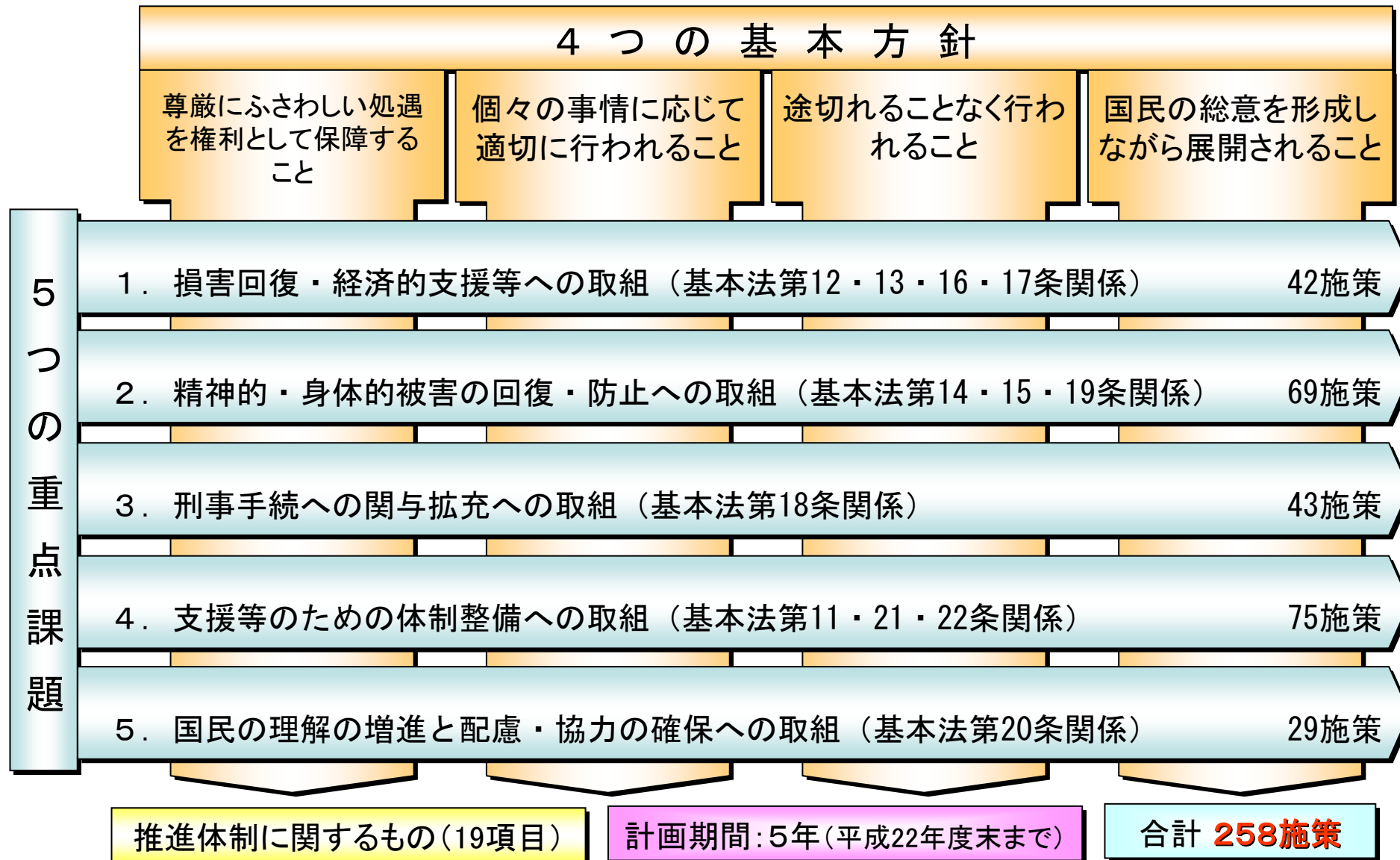
(計画期間:平成22年度末まで)

平成18年4月 基本計画推進専門委員等会議と3つの検討会  
(「経済的支援に関する検討会」、「支援のための  
連携に関する検討会」、「民間団体の援助に関する  
検討会」)設置

平成19年11月 3検討会の最終取りまとめを推進会議に報告  
⇒ 推進会議は、各検討会の最終取りまとめに  
従って施策を進めていく旨決定

☆平成22年度末までに、第二次犯罪被害者等基本計画(仮称)  
を策定予定

# 犯罪被害者等基本計画 基本方針・重点課題の概略について



～検討課題とされた施策の実現～

- 犯罪被害給付制度の拡充    /    ○刑事裁判における被害者参加制度と被害者参加人のための国選弁護制度の創設
- 損害賠償命令制度の創設    /    ○少年審判における傍聴制度の創設等
- 関係機関・団体の連携強化、民間団体への支援のための取組

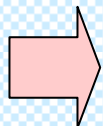
## 第二次犯罪被害者等基本計画(仮称)の策定に向けて①

### 今までの経過

#### 平成21年

9月～11月 犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの  
**要望聴取会**を開催

- 犯罪被害者及びその支援に携わる者からの要望を把握し、  
**犯罪被害者等基本計画の見直しの参考**とするもの
- 内閣府ホームページ等で参加団体を広く募集  
※ 要望聴取会に参加できない団体については、文書のみ提出も受付
- **全国7箇所で開催**  
※ 札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、岡山、福岡



35団体から様々な要望を聴取





## 第二次犯罪被害者等基本計画(仮称)の策定に向けて②

### 今までの経過

平成22年

2月15日 犯罪被害者等施策推進会議  
・基本計画策定・推進専門委員等会議の開催を決定

2月23日～ **基本計画策定・推進専門委員等会議**  
(毎月1回程度開催)  
・現行計画推進状況の評価、要望事項に基づき、論点整理  
・**第二次犯罪被害者等基本計画(仮称)に盛り込むべき事項の検討**

10月13日 犯罪被害者等施策推進会議  
・第二次犯罪被害者等基本計画  
(仮称)案骨子の決定

10月15日～ **国民からの意見募集**



## 第二次犯罪被害者等基本計画(仮称)の策定に向けて③

### 今後の予定



#### 平成22年

10月15日～ 「第二次犯罪被害者等基本計画(仮称)案・骨子」に  
11月5日 ついて**国民からの意見募集**

12月8日 基本計画策定・推進専門委員等会議  
・第二次犯罪被害者等基本計画(仮称)案を確定

#### 平成23年

1月下旬～2月 犯罪被害者等施策推進会議  
・第二次犯罪被害者等基本計画(仮称)案を決定

同

**閣議**

・**第二次犯罪被害者等基本計画を決定**



## 預保納付金の使途に関する要望

### ○犯罪被害者支援団体・犯罪被害者団体に対する助成への活用

#### <民間団体からの要望>

(犯罪被害者支援団体)

- ・公的資金による民間団体支援基金を創設して経済的援助を行うべきであり、支援センターの維持にかかる基盤整備費用について補助してほしい。
- ・振り込め詐欺救済法に定める残余金を元に被害者のための民間基金・支援団体のための民間基金の両方の性格を備えた全国被害者支援基金(仮称)を創設してほしい。
- ・地方公共団体からの援助があるが、委託事業としての性格から、人件費中心の援助であり、事務所賃借料、光熱費、備品等については援助がない。人件費以外の支出にも対応してほしい。
- ・県に対して補助金を請求しても、実現不可である。
- ・法人格の有無を問わず財政的援助を実施してほしい。

(犯罪被害者団体)

- ・被害当事者の自助グループとして活動するに当たり、定例会開催場所の確保や運営にどうしても資金が必要であり、支援をしてほしい。

#### <民間団体の重要性>

- ・公的機関のみでは十分に対応できない部分についてきめ細やかな対応ができる。
- ・個々の犯罪被害者等が抱える事情に即した、より柔軟でかつ迅速な支援が行える。
- ・公的機関による支援が終了した後も継続的な支援ができる。

#### <第二次犯罪被害者等基本計画(仮称)案骨子>

- ・内閣府において、犯罪被害者団体、犯罪被害者支援団体の財政的基盤の充実に資するよう、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省等の協力を得て、民間の団体による犯罪被害者支援募金(仮称)の創設、当該募金に寄せられた寄附金等を活用した基金の創設等についての検討に協力を行う。

## 犯罪被害者支援に取り組む主な民間団体

### <犯罪被害者等早期援助団体(※)>

(※被害にあった直後から犯罪被害者等に対し、援助を適正・確実に行うことができる団体として「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」に基づき都道府県公安委員会から指定される団体 平成22年4月1日現在、30団体)

- ・社団法人北海道家庭生活総合カウンセリングセンター(北海道被害者相談室)
- ・社団法人みやぎ被害者支援センター
- ・社団法人被害者支援都民センター
- ・社団法人ふくしま被害者支援センター
- ・公益社団法人広島被害者支援センター

など

### <犯罪被害者等早期援助団体の指定を目指す団体>

- ・NPO法人長野犯罪被害者支援センター
- ・社団法人被害者サポートセンターおかやま

など

### <早期援助団体及びその指定を目指す団体の全国的な傘団体>

- ・NPO法人全国被害者支援ネットワーク



### <犯罪被害者自身が主体となって活動する団体、自助グループ>

- ・全国犯罪被害者の会(あすの会)
- ・少年犯罪被害当事者の会
- ・地下鉄サリン事件被害者の会
- ・緒あしす
- ・TAV交通死被害者の会
- ・全国交通事故遺族の会
- ・北海道交通事故被害者の会

など



### <特定の類型の犯罪被害者等を支援対象とする団体>

- ・NPO法人リカバリー・サポート・センター
- ・NPO法人全国女性シェルターネット
- ・株式会社ウィメンズカウンセリング京都

など

### <その他>

- ・財団法人犯罪被害救援基金

など